

# 翻訳・「子ども保護に関するマンロー報告（最終版） 概要：子ども中心システムに向けて」

訳：吉田直哉<sup>1)</sup> 鈴木更紗<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 大阪府立大学

<sup>2)</sup> 大阪府立大学大学院博士前期課程

## Translation: The Munro Review of Child Protection: Final Report A child-centred system

Yoshida Naoya<sup>1)</sup>

Suzuki Sarasa<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> Osaka prefecture university

<sup>2)</sup> Osaka prefecture university

**抄録：**本稿は、英国のアイリーン・マンローが編纂した「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」の抄訳に訳者解題を付したものである。「マンロー報告」のうち第三次の最終報告書（2011年5月）の冒頭部分に置かれた報告全体の概要（executive summary および summary of recommendations）を示す。

**キーワード：**セーフガーディング、児童虐待、システムズ・アプローチ、多機関協働

### 訳者まえがき

今回抄訳を示す「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」（通称「マンロー報告」）とは、2010年から2011年にかけて、英国において三次にわたって提出された子ども保護施策の革新に関する提言・勧告を集約した報告書（英国教育省委託事業）の総称であり、現在の児童保護政策の基調をなすものと評価される文書である（吉田 2016）。本訳稿では、「マンロー報告」のうち第三次の最終報告書「子ども保護に関するマンロー報告：最終報告・子ども中心システムへ向け」（2011年5月）の冒頭部分に置かれた報告全体の概要（executive summary および summary of recommendations）を示す。翻訳にあたっては、前半の executive summary の下訳を吉田、後半の

summary of recommendations の下訳を鈴木が担当し、両者の共同的な検討を経て最終的な訳文を作成した。但し、訳文の決定に関する最終的な責任は吉田にある。なお、未訳出の部分を含む本報告書の全文は、以下の英国政府の公式サイトにおいて全文が公開されており、無料で閲覧できる（[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/175391/Munro-Review.pdf#search=%27munro+review+of+child+protection%27](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/175391/Munro-Review.pdf#search=%27munro+review+of+child+protection%27)）。

### 「マンロー報告」エグゼクティブ・サマリー

1. 教育大臣が子ども保護についての報告を2010年6月に要請した際の中心的な問いは以下のようのものであった。「専門職が、脆弱な子どもたち

を保護するため、彼らがしうるベストな判断をするための手助けとは何か?」。この最終報告は、子どもたちや若者、家族に与えられる支援に関する最良の判断を専門職ができるようにするような条件を作り上げることを意図した改良のための提案である。これは、過剰に官僚化され、コンプライアンスに焦点化してしまっているシステムから、専門職としての知識を重視し、発展させ、子どもと若者の安全と福祉に焦点化するシステムへの移行を含んでいる。

2. 本報告は、「システム」理論を、現在の条件がどのように生じてきたかを検討するために使用することから始められる。2010年10月に提出された第一次報告は、現在の子ども保護システムを、次の4つの重要な力によって形成されたものとして表現していた。すなわち

- 子どもと若者の安全と福祉の重要性、および子どもが殺害されるか、深刻な害を受けた際の明確で強力なアクション
- 子ども保護事業の複雑性と、それに関連する不安定性は除去されうるという広く共有された信念
- 子どもの死亡に対する耳目を集める公的な調査において、過誤の原因に対する十分に深い検討をすることのない専門職の過誤に注目するためのレディネス
- パフォーマンス指標と目的に対して与えられた過度の重要性。それは実践の一部についてのみ表すに過ぎず、与えられた支援の質と効率性のプロセスに対する注意を歪めてしまう

3. これらの力は、寄り集って防御的なシステムを作り上げてしまう。そのシステムは、手続きと記録に過剰な重点を置いてしまい、結果として、子どもや若者、家族に対する効果的な業務を行うための専門性の発達とそれへの支援について不十分な注意しか与えられなくなってしまう。

4. 本年(2011年)2月に提出された第二次報告は、そのシステムがどのように発展させられるかを示す子ども保護システムの探求、必要とすることから支援を受けることへの移行を考慮に入

れている。その結論は次のようなものである。「正しいこと」(すなわち、次の手続き)をするかわりに、システムはその正しいことを実行することに焦点化されなければならない(すなわち、子どもと若者が支援されたかどうかをチェックすること)。エリアを改良する延長的なコンサルテーションは、第二次報告の中で示され、この最終報告に結実している。

### 専門職の専門性を尊重するシステム

5. 実践者およびその管理者は、本報告に関して、法令上のガイドライン、目標、地域的ルールが広範囲にわたるようになり、結果として彼らが子どもを中心として職務に従事する能力を制限してきた、と述べている。官僚制の要求は、彼らの、子ども、若者、家族に対して、直接的な働きかけをする能力を減殺してきた。サービスは、過度に標準化され、結果として、その時々様々なニーズへの必要とされる対応が提供されえなかった。本報告は、専門職を追従的な文化から、学習的な文化へと移行することを支援するため、中央からの命令の分量をラディカルに削減することを勧告する。

6. 本報告は、以下のことを勧告する。政府は、法令上の、多機関協働のガイダンスを改訂し、不必要で助けとならない命令・指示を削除する。そして、効果的な多機関協働のための本質的なルールと、グッドプラクティスを支える諸原則のみに関与する。例えば、ソーシャルワークアセスメントのための標準時程表は、実践を歪めかねないため、撤廃されるべきである。適時制の原則は重要であり、アセスメントの早期段階だけでなく、子どもや若者への支援の全ての過程に適用されるべきである。

7. 査察は、最前線における実践におけるプライオリティに影響を与える。というのも、査察は、追従文化から学習文化への変化を支援しなければならないからだ。本報告は、子どもが支援されているか否かなどに関する本質的に重要な事項に対する査察が行われうるかを検討するため、オフステッド(教育監査局)と緊密に協働してきた。本報告は、第二次報告で示された勧

告を再確認する。すなわち、査察は、官僚制的な弊害を最小限にするため、予告なしの基準に基づいて実施される。さらに、査察の枠組みは、子ども、若者、彼らの家族を査察システムの中心に据えつつ、保健、教育、警察、保護観察及び司法システムを含む、あらゆる地域サービスの貢献の効率性を精査する。

#### 早期支援のための責任の共有

8. グラハム・アレン下院議員、クレア・ティッケル女史、ホン・フランク・フィールド下院議員らによって主導された諸報告のように、子ども、若者、家族に対する早期介入の効果に関する、ますます増大しつつあるエビデンスに、本報告も注目し、そのような援助を提供することの重要性に対する彼らの見解を共有している。予防的サービスは、事後的サービスに比較して、虐待やネグレクトを減少させるために多くをなしうる。多くの機関と専門職が、子どもと家族を彼らの協働を支援することは、非効率と怠慢を減らす上で重要である。この報告は、政府が地方当局と法令上のパートナーに対し、子どもや若者、家族に対して、地域における早期の支援サービスを提供する義務を課すよう勧告する。これは、特定の子どもの家族によって必要とされる早期の支援の発見に結びつくと同時に、彼らのニーズが子どもソーシャルケアサービスの基準に適合しない場合も、必要とされる支援の提供へと結びつく。
9. 予防的、あるいはその他のサービスにおいて、良好なメカニズムは、苦しみ、あるいは苦しむう、あるいは虐待またはネグレクトによって傷つけられつつある、そして子どもソーシャルケアサービスへの照会を必要とする子どもや若者を発見することを援助するために必要とされる。子ども虐待とネグレクト、両親の問題が結びつくこと、例えば精神的健康が損なわれていたり、家庭内暴力が行われていたり、薬物使用が行われているなどの問題は、しばしば起こりうる。その場合、虐待やネグレクトを発見することは容易ではない。そのサインや兆候は、しばしば不明瞭であり、それゆえに、それらの子

どもたち、若者、成人に関わる支援をする際、子どもソーシャルケアサービスへの照会が必要であるか否かを決定し、懸案を議論するため、ソーシャルワークの専門性にアクセスしうることが重要である。

#### ソーシャルワークの専門性の向上

10. ソーシャルワーカーに対する命令・規定の増加のレベルは、それが実践の改善を意図したものであるにしても、アンバランスなものとなっている。それらの命令・規定に従うこと、およびコンプライアンスを示すために記録を保持することは、あまりにも大きな重責となっている。子どもや家族を理解し援助するために、彼らとの関係性を構築することが中心になければならないということが曖昧になっている。本報告は、ソーシャルワーカーがより専門的な判断ができるように勧告を行うものだが、同時に彼らの専門性を向上させることに対しても関心を払っている。ソーシャルワーク・タスクフォース（SWTF）と、ソーシャルワーク再編委員会（SWRB）の仕事に基づき、本報告は、初期訓練から継続的な専門職としての成長に至るまでの、ソーシャルワーカーの知識とスキルの抜本的な改善を重視する。本報告は、ソーシャルワーカーが、最も適切な結論に達することを促すため、調査によるエビデンスを使用することの重要性を強調する。
11. 本報告は、以下のように結論づける。広範囲にわたる命令・規定は、専門職として、自らの知識とスキルを向上させるための責任能力をも阻害する。SWTFとSWRBは、スキルの向上のための基礎を示し、包括的な「専門的能力の枠組み」を開発している。子どもや家族に関するソーシャルワークに対して、本報告は、知識、批判的省察、分析、介入、技能に関する能力の詳細を示している。本報告は、以下のことを勧告する。すなわち、これらの能力が、初期のソーシャルワーク訓練、継続的な専門職としての成長、パフォーマンス評価とキャリア構造において、明確に反映されるよう勧告する。
12. ソーシャルワークの専門性の改革は、どのよう

な支援が子どもたちの生活における問題を解決するのに関する、使用可能なエビデンスを最善の形で利用することによって、子どもや若者のための成果を著しく改善させるはずである。職員の専門性を向上させるためには投資が必要である。しかし、地域的な改革が彼らの知識とスキルを向上させているような領域においては、既にその投資は効果を上げつつある。優れた技術をもってした支援は、子どもたちや若者が、彼らの家族とともに安全に生活できるようにし、大きな費用の削減をもたらす。重要なことに、資源は、専門性を新しい道へと送り出すために、さらなる専門性と訓練の必要性を向上させるため、必要とされるだろう。そしてこの新しい道は、本報告が投資を必要とすると見なしている領域なのである。

#### 組織的な文脈：効果的なソーシャルワーク実践の支援

13. 指示の減少に伴って、地方当局の指導者は、さらなる自律性を持つようになるだろう。その一方で、彼らのスタッフがより高いレベルの知識と技能を持ちつつ職務に従事するよう支援するさらなる責任をも負うことになる。本報告は、地方当局に対して、必要とされる知識と技能を定義し、ソーシャルワーカーが知識・技能を向上させることを支援することによって、職員が提案するサービスの幅を決定する責任を負うよう求める。例えば、子どもや家族に対するエビデンスに基づいたソーシャルワークを実施することを望む地方当局は、この実践が効果的に実施されるためには、訓練、スーパーヴィジョン、ITによるサポートとモニタリングにおいて、どのような変化が必要とされているかを考慮する必要がある。子どもや家族に与えられる支援の平等性に注目し続けるため、彼らは子どもや家族が受けているサービスに対する見方や経験、および彼らに支援を提供している専門職について、細心の注意を払う必要がある。
14. 本報告は、SWTFの次のような見方を共有している。すなわち、現在のキャリア構造が、個人のレベルにおいてだけでなく、一般的な専門職

のレベルにおいても専門性の向上を阻害している。それは、昇進が余りに早すぎ、子どもや家族との直接のソーシャルワークから離れてしまうからである。さらに多様なキャリアパスと、マネジメントの分野において、実践者のためにより強い代弁が必要とされる。本報告は、各地方当局において、直接的な業務を実践する人物が主席子ども・家庭ソーシャルワーカーに指名され、スキルの実践を拡張させることについての助言を行うことを勧告する。この役割は、ソーシャルワーカーの、自分の仕事の影響を与える人々に対する見方に関連するよう、責任を負う。

15. SWTFの勧告に基づいて創設されたソーシャルワークを育成するカレッジは、専門職が知識と専門性を構築するのを支援するにあたって、重要な役割を果たす。そのレビューは、ソーシャルワークが政府の中においてより注目されるべきであると考えており、チーフソーシャルワーカーの創設をも勧告している。チーフソーシャルワーカーの責務は、ソーシャルワークの実践、および子どもや若者に提供された支援の効果に関して政府に助言することを含む。

#### アカウンタビリティの明確化と学習システムの構築

16. 応答性ある子ども保護システムを作ろうとする主要な挑戦は、幅広い専門職が、子どもや若者の生活に何が起こっているかを正確に理解するための協働を支援する。その結果、適切な支援が提供される。説明責任の明確な系統、子どもサービス監督者、指名された人物などの役割は、極めて重要である。
17. 本報告は、以下のように勧告する。説明責任の明確な系統は、連立政権の公共サービス改革のためのプランが実行される間、継続する。特に、本報告は以下のように勧告する。地方当局は、個別の役割と子ども局長、子ども局の主導メンバーの責任を保護するため、それらの役割を占める個人に付加的な機能が配分され、代替的なアプローチが、十分な注目と注意を国家の最も脆弱な子どもたちに注ぐことを可能にするかを要求するのに先立って、しかるべき考慮

をする義務を負う。

18. 専門職としての判断の実践を促進するシステムに移行するにあたって、地方の多機関システムは、よりよいモニタリング、学習、実践の調整・適合を必要とする。本報告は、事例を定期的に検討することが標準となり、そして保健セクターで使用されている「システムズ・アプローチ」が、とりわけ深刻な事例検討の際には適用・応用されることを勧告する。これにより、障壁を克服して、のぞましい実践を導くような、より深い学びが可能になるであろう。
19. パフォーマンスに関するデータは、管理者と査察者の双方にとって本質的なリソースである。本報告は、地方政府やそのパートナーが、パフォーマンスの基準を設定するのを助け、実践の改善を促進し、説明責任の向上を促す目的のために、国家レベル、そして地域レベルで収集されたパフォーマンスに関する一連の情報がどのように使用されるべきかを明らかにする。パフォーマンスに関する情報は、実践の善し悪しに対する直接的な基準として扱われるべきではなく、実践の背景を明らかにするために検討されるべきである。例えば、出生した家庭から引き離された低階層の子どもたちは、彼らが安全な状態に置かれるため、またはリスクに対する不十分なアセスメントのために抗議することができる。

## 実施

20. 本報告への応答として、政府は役割、応答責任、説明責任に関する明確性を提供しなければならない。そして、専門職が彼らの目標を達成するために何がベストであるかを判断できるようにしつつ、このシステムが目指す目標が何であるかを明示しなければならない。かつては、問題は中央による命令へと余りにしばしば導かれ、結果として、過剰に手続き化された現在のシステムが生起してきた。本報告は、以下の対案を提示する。システムは複雑であり、システムを正確に予測したり、制御することは不可能である。フィードバックが、システムがどのように機能しているかをモニターする上で重

要なメカニズムであり、それによって、問題は早期に発見され、問題解決のための努力がなされることになる。

21. 本報告における勧告は、本質的なルール、原則、専門職としての専門性の間のよりよい均衡に適合する。子どもへの支援は、人間によるプロセスである。作業の官僚的な側面が余りに強くなってしまう場合、この仕事の核心が失われる。これらの勧告は、共に考慮に入れられるべきであり、本報告は、実行されるべき改革のうちのいくつかを恣意的に選び取ることに對して強く警告を促す。新しい学習システムを欠いたまま規定や指示を減らすと、このシステムにおける望ましい改善は保証されない。その一方、サービスが、応答責任を負いうるまで規定・指示を遅らせると、サービスの実施を妨げてしまう。本報告は、改革への性急なアプローチをとることに注意を促す。この報告で勧告された深いレベルでの変化は、次のことを意味する。すなわち、必要な知識とスキルが発展するには時間を要すること、そして作業の新しいやり方の経験が、それらが十分に効果を発揮するポイントに至るまで蓄積されるのにも時間を要すること。これらが共に成されるとき、これらの改革は、規定・指示と判断の間の均衡を取り戻すだろう。それにより、子ども保護の業務は子ども中心のものであり続けることができるだろう。

## 勧告の概要

### 第3章：専門職の専門性を重視するシステム

#### 勧告1

政府は、以下の目的のために、法定ガイダンス、『子どもの保護のためのワーキング・トゥギャザー』、「困窮している子どもとその家族のアセスメントの枠組み」、そしてそれらに関連する方針を改訂すべきである。

- ・効果的な協働に必須の規則を、専門的な判断のためのガイダンスから区別する
- ・ガイダンスを支えている主要な原則を提示する
- ・初期と主要なアセスメントと、これらのアセスメントについての関連した時間制限を除去し、子ど

ものニーズについての理解を開発し、彼らの福祉を保護し促進するための計画を立て、実行する際に、それらを適任のソーシャルワーカーによってなされる必要のある決断に置き換える

- ・以下に必要な地域の注意が払われている：
  - 子どものニーズの発見と支援の提供が時宜を得ていること
  - 子どもの福祉の保護と推進のための次の段階についての情報を与えるためのアセスメントの質
  - 提供された支援の有効性
- ・地域における実践に情報を与えるために、研究や理論モデルを活用する責任を地域に付与する
- ・国家によって設計されたアセスメントフォーム、アセスメントに関連する全国パフォーマンス指針、国家によって定められたITシステムへのアプローチのような特定のアプローチを定めたり支持したりすることによって生じる、地域の革新や専門的な判断への制限を除去する

#### 勧告 2

査察体制は保健、教育、警察、保護観察、司法制度を含む子どもの保護のための全ての地域のサービスの寄与の有効性を調査するべきである。

#### 勧告 3

その新しい査察体制は、子どもが支援を必要としてからそれを得るまでの行程を調査し、子どもや若者の権利・希望・感情・経験がサービスの提供にどう情報を与え、それを形作るかを研究し、子どもや若者とその家族に対して提供された支援の有効性を確認するべきである。

#### 勧告 4

地方自治体とその提携者は、全国的に集計されたパフォーマンスに関する情報と地域で公開されたパフォーマンスに関する情報を、基準となるパフォーマンス、改善の促進、説明責任の促進のために組み合わせて使うべきである。パフォーマンスに関する情報が、パフォーマンスの善悪の一義的な尺度として扱われないことは極めて重要である。なぜならパフォーマンスの指針は、そのように扱われる傾向に

あるからである。

### 第4章：説明責任の明確化と学習の改善

#### 勧告 5

地域子どもの保護委員会（LSCB）が、子どもトラスト委員会に対して年次レポートを作成し、公開するという既存の法定要件は改正されるべきである。年次レポートの提出先を地方議会の最高責任者に変更するべきである。また、法案可決後は、地域警察犯罪理事、健康福祉委員会の会長にも提出されるべきである。

#### 勧告 6

法定ガイダンスである『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー』は、以下のように改正されるべきである：LSCB は地域の計画・調整を監視・評価する際に地域のニーズを考慮した上で子どもとその家族に提供された援助の有効性（乳幼児への提供を含む早期の援助サービスの有効性と支払対価も含む）と子どもと若者の保護と福祉の促進のための多機関訓練の評価も含めるべきである。

#### 勧告 7

地方自治体は、子ども局長と子ども局の主要メンバーの役割を果たしている個人に追加の機能を割り振る前に、その役割と責任を保護することに適切な配慮をするべきである。2004年児童法において予期されていた通り、個人を子ども局における特定の責任を負う役職に任命することの重要性は損なわれてはならない。政府はそれらの役職に関連して発令されている法定ガイダンスを改正し、要職に就いている個人が子ども局への責任を有することの重要性を考慮すれば、子ども局長と子ども局の主要メンバーに、例外的な場合を除いて、追加の機能を与えることは適切であると考えられるべきではないという原則を確立するべきである。

#### 勧告 8

政府は、王立小児保健協会、王立家庭医師協会、地方自治体等と協働し、保健再編成が効果的なパートナーシップの計画・調整に与える影響、そして深刻な害に苦しんでいる、また苦しむ可能性のある子

どもへの効果的な援助を提供する能力を研究するため、地方公共団体と協働すべきである。

### 勧告9

政府は、LSCB に対して、深刻事例検討（SCR）に取りかかる際にシステム方法論を用いることを要求し、今後数年にわたってその部門と協働し、以下のための国家的な資源を開発すべきである。

- 個々の SCR について LSCB と協働するための認定された熟練した独立の検討者を提供する
- 実践から学ぶために、様々なシステム理論に基づいた方法論の開発を促進する
- 全国的な学びを促進するため、有害な結果をもたらす諸問題の類型論の開発を開始する
- 実践の向上とソーシャルワーク長の仕事の情報を提供するために、全国的な学びを広める（第7章を参照）

その間、オフステッド（教育監査局）による SCR の評価は終了するべきである。

## 第5章：早期支援提供のための応答責任の共有

### 勧告10

政府は、地方自治体と法定提携者に対して、十分な子どもや若者とその家族に対して、早期の援助サービスを確実に提供する義務を課すべきである。これらを如何にするかを提示する計画・調整は、以下のことをすべきである。

- 共同戦略的ニーズ分析（JSNA）に提示された地域のニーズ分析結果に対して、法定・有志・コミュニティサービスが地域の子どもや若者とその家族に提供できる専門的な援助の範囲を規定する
- 子どもソーシャルケアサービスに支援されていない子どもや若者とその家族を担当している全ての専門職に対してソーシャルワークの利用可能性も含め、深刻な害に苦しんでいる、また苦しむ可能性のある子どもの発見を規定し、普遍的なサービスの最前線において働いている専門職を支援するような地域で利用可能な訓練も規定する
- 子どもや若者とその家族のための早期援助サービスの地域資源を提示する：そして最重要項目として、

- 特定の子どもとその家族に必要な早期援助の発見と子どものソーシャルケアサービスの受給資格に満たないニーズへの「早期援助の提案」の提供に導く

## 第6章：ソーシャルワークの専門性の向上

### 勧告11

ソーシャルワーク改革委員会の専門的能力フレームワークは子どもと家庭のソーシャルワークのために必要な能力を取り入れるべきである。このフレームワークはソーシャルワーク資格訓練、大学院生の専門的能力の開発、パフォーマンス評価に明確に必要な情報を提供すべきである。

### 勧告12

企業と高等教育機関（HEI）はソーシャルワークの学生が子ども保護職務の困難への準備ができてるように協働しなければならない。特に、本報告は HEI と雇用機関が以下のために協働すべきであると考える。

- 実践が最高の質であり、やがては認可された実践環境においてのみなされる
- 企業主はソーシャルワーク系大学によって授与される特別な教育機関としての地位を獲得するために応募することができる
- 上級ソーシャルワーカーが率いる学生集団の価値は考慮される
- 実践の十分に質の高いものであり、事業者と HEI の双方がその関係性が順調であるかについて考慮する

## 第7章：組織的文脈：効果的なソーシャルワーク実践のサポート

### 勧告13

地方自治体とその提携者は、子どもと家族に対する、エビデンス・ベーストの、適切で支援的な実践が行われる援助方法の有効性の証拠に基づいて、子ども家庭ソーシャルワークがどう供給されているかの再検討と再評価の継続的なプロセスを開始するべきである。

#### 勧告14

主任子ども家庭ソーシャルワーカーは、地方自治体における実践の主な責任があり、現在も実践の前線に積極的に関わっており、全てのレベルにおけるマネジメントに対して前線の視点と経験を報告できる上級管理者である。これを地方自治体は指名すべきである。

#### 勧告15

ソーシャルワーカー長は、政府内部で任命されるべきである。ソーシャルワーカー長は、ソーシャルワーク実践に関して政府に対して助言、1989年児童法の実施に関する国会への国務大臣の年次報告に情報を与える責務を有するべきである。

#### 訳者解題

解題として、「子ども保護に関するマンロー報告（最終版）概要：子ども中心システムに向けて」（通称「マンロー報告」）の思想的特徴について指摘したい。「マンロー報告」の編纂の中心となり、報告書のタイトルに名が冠されるアイリーン・マンロー Eileen Munro は、児童福祉学を専攻するロンドン・スクール・オブ・エコノミクス名誉教授である。マンローの主著としては、Understanding Social Work: An Empirical Approach (1998年)、Effective Child Protection (2019年) などがあるが、2020年現在、日本語への訳書は刊行されていない。加えて、「マンロー報告」の勧告の邦訳は、抄訳を含めて存在しない。

しかしながら、「マンロー報告」に関する児童福祉学の見地からの言及・紹介が皆無というわけではなく、邦語文献として、田澤あけみ「マンロー報告書（最終版）にみるイギリス児童保護政策の軌跡と転換」（『人間の福祉：立正大学社会福祉学部紀要』26、2012年）、吉田如子「英国における、児童虐待、DV等を中心とした人身保護対策のための多機関連携枠組についての資料」（『社会安全・警察学』3、2016年）などが既に公刊されており、日本語によって概要は知ることができる（今回の翻訳作業を進めるにあたって、それらを参照し、裨益少なからざることを附記する）。

「マンロー報告」の基調の一つは、システム論（システムズ・アプローチ）を軸にした多機関連携の必

要性の主唱である。マンロー自身は、子ども保護を、「複雑かつ適応的な諸システム」Complex Adaptive Systems によって実施し、効果的な保護実践を組織的に支える方略を構築しようと試みている。

この理念は、報告書の構成と、章のタイトルにも反映されている。最終報告書は8章からなり、各章は、第1章：導入、第2章：効果的な子ども保護システムの原則、第3章：専門性を重視するシステム、第4章：説明責任の明確化と学習の向上、第5章：早期支援の提供のための応答責任の明確化、第6章：ソーシャルワークの専門性の向上、第7章：組織的文脈：効果的なソーシャルワーク実践のサポート、第8章：結論となっている。

「マンロー報告」では、子ども保護に従事するソーシャルワーカーの職業文化、あるいは専門職としての倫理意識が、「服従の文化」から「学習の文化」へと変化し、「規則による統制」から「専門職としての自律」へ向けた子ども保護システムへと転換される必要性がラディカルに主張されており、この主張は報告書全編を貫いている。これは、子ども保護というソーシャルワーク実践においては、従来のような作業行程のマニュアル化、指示系統ラインの明確化、コンプライアンス（法令のリテラルな遵守）を至上命題とするのではなく、ソーシャルワーカー自身の判断スキル、実践スキルを科学的な方法論に基づいて高め、自律的な専門職としての実践のフリーハンドの幅を拡大することを含む。それと同時に、情報の効果的な共有を前提とした多機関・他職種の連携によるシステムティックなソーシャルワーク実践を可能にしようとする発想である。この発想の背景には、過去の深刻な児童虐待ケースにおいて、ソーシャルワーカーが多機関連携の構築に失敗したことから教訓を読み取ろうとするモチーフがある。特に重視された事例としては、2000年に発生した8歳女兒に対する親族による虐待死事例「ヴィクトリア・クリンビー事件」が挙げられよう（藤田 2004）。悲惨な虐待死事例は、マスメディアによってさかんに報道され、ソーシャルワーカーの「失敗」に対する世論の怒りや非難を苛烈なものにした。その結果として、ソーシャルワーカーの職業的モチベーションや自尊感情が著しく傷つけられる事態が生じたのである。マンローがこれらの事態を深刻に受け止め



ていたことは言うまでもなく、本報告書はそれらへのレスポンスでもあると言える。

なお、本稿は、2019年度日本学術振興会科研費基盤研究B「保育所等における生活困難家庭に対する組織的支援と実践理論の構築」（研究代表者・中谷奈津子）の助成を受けた研究成果の一部であることを附記する。

（文責・吉田直哉）

#### 参考文献

イギリス保健省・内務省・教育雇用省『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー：児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン』松本伊智朗・屋代通子訳、医学書

院、2002年。

櫻谷真理子「イギリスの児童保護の現状と課題：ビクトリア・クリンピエ、バーピーP事件を基に」『立命館産業社会論集』45、(1)、2009年。

田澤あけみ『20世紀児童福祉の展開：イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版、2006年。

田邊泰美『イギリスの児童虐待予防とソーシャルワーク』明石書店、2006年。

藤田弘之「イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策：ヴィクトリア・クリンピー調査報告書とその後の対応」『滋賀大学教育学部紀要：教育科学』54、2004年。

受付日：2020年4月1日

